

労働者派遣事業に関する状況について

改正労働者派遣法(第23条 第5項)の規定により事業報告書(期間:2023年10月~2024年9月)の内容に基づき、以下の通り情報提供をいたします。

1. 労働者派遣の実績 及び マージン率等

事業所の名称 : エス・ビー・エス株式会社

事業所の所在地 : 東京都新宿区新宿6-12-4 内美ビル2階、3階、4階

派遣労働者の数 : 8名 (2024年9月30日時点)

派遣先の数 : 3社 (2024年9月30日時点)

労働者派遣の料金の平均額(1日8時間当たり換算) : 29,981円

派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当たり換算) : 20,206円

マージン率 : 32.06 %

●マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣の料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{労働者派遣料金の平均額}}$$

●マージンに含まれる費用は主に次のようなものがあります。

- ・法定福利費
(社会保険料(健康保険、厚生年金保険、介護保険)、労働者保険(雇用保険、労災保険)の事業主負担分)
- ・有給休暇取得時にかかる賃金
- ・健康診断の受診費用
- ・採用のための求人媒体費用
- ・就業管理費用(教育訓練、雇用管理など)
- ・事業運営費用(本社人件費、事務所費、通信費など)
- ・営業利益

2. 教育訓練に関する事項

- ・ロジカルシンキング研修
- ・チームビルディング研修

* 派遣労働者の費用負担はありません。

3. 法(第30条の4 第1項)派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結している否かの別

待遇決定方式 : 労使協定方式

労使協定有効期間の終期 : 2025年3月31日

労使協定対象となる労働者の範囲 : 派遣先で建物維持管理業務に従事する従業員 及び 一般事務に従事する従業員